

NewsLetter

2023 4 月



三崎経営労務事務所

〒146-0082

東京都大田区池上 7-10-7 シールエンドビル 4 階

☎ 03-3754-6424 📠 03-3754-6427

E-mail info@misaki-jim.com

HP <http://misaki-jim.com>

今月の CONTENTS

1. みさきコラム
2. 労働保険料 年度更新手続きに関するお願い
3. マスク着用ルール見直し
4. 隣の会社の相談ごと「メンタル不調で休んでいる社員の対応について」
5. スタッフコラム（今月は田辺です）
6. 出産育児一時金が増額されます



みさきコラム

いつもお世話になっております。

今年の桜は早かったですね。なんともうすでに満開ですか？（3月24日現在）私が住む地域、庭に立派な桜の木がある家が多かったのですが、今はめっきり減ってしまいました。確かに桜の木は大きくなるし、花が終わると虫がつくし、落ち葉大変だし・・・で建て替え時には切ってしまいたくなるのかも知れませんが、それでも所々公園などで満開の桜を見ると、何とも言えないホンワカした気分になります。できるだけ長く桜を楽しみたいですね。

コロナも落ち着きましたし、これから外出には良い季節になりますので、人込み以外はマスクを外して（？）行きたかったところに行き、やりたかったことをどんどんやりたいですね！ 仕事も遊びも！

また、4月は人の異動が多い季節、入社／退社はもちろん、引っ越し、子供さんの就職など、何かしら変化がありましたら、とりあえずご連絡いただけると助かります。必要な手続きをいたします。

ご協力よろしくお願いいたします。



労働保険料 年度更新手続きに関するお願い

今年も、年度更新の手続きの季節がやってまいりました。

弊所に手続きをご依頼の会社様は、下記の期間の賃金台帳を三崎事務所あて、お送りいただきますようお願い申し上げます。

(すでに賃金台帳をご提出いただいている会社様、弊所で給与計算を承っている会社様は結構です。)

必要資料： 2022年4月～2023年3月末までに支払い確定した賃金台帳

対象者： パート・アルバイト含む 全社員分

※エクセルデータでお送りいただくと大変助かります！

PDFデータをメールで、または郵送でも構いません。

お手数おかけいたしますが、ご協力のほどよろしくお願い致します。

マスク着用ルールの見直し

🔊 マスク着用が個人の判断に！

令和5年3月13日以降、屋内では基本的にマスク着用を推奨するというこれまでの取扱いを改め、今後は

個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねる

ことを基本としました。

本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、

個人の主体的な判断が尊重されるよう配慮をよびかけています。



🔊 マスク着用が推奨される場面

- 1 医療機関を受診するとき
- 2 重症化リスクの高い方が多く入院する医療機関や高齢者施設などへ訪問するとき
- 3 通勤ラッシュ時など、混雑した電車やバスに乗車するとき
- 4 新型コロナウイルス感染症の流行期に、感染から自身を守るための対策として

周囲の方に、感染を広げないために

マスクを着用しましょう



受診時や医療機関・
高齢者施設などを訪問する時



通勤ラッシュ時など混雑した
電車・バスに乗車する時

ご自身を感染から守るために

マスク着用が効果的です



高齢者



慢性肝臓病
がん
心血管疾患 など

基礎疾患を有する方



妊婦

重症化リスクの高い方が感染拡大時に混雑した場所に行く時

🔊 従業員への着用要請は許容されます

感染対策上または事業上の理由等により利用者や従業員にマスクの着用を求めることは許容されます。

政府が公表する業種別ガイドラインなども参考にしながら自社の対応を考えていきましょう。

今月の「隣の会社の相談ごと」

三崎事務所にお問い合わせがあったほかの会社のご相談ごとは「皆さんも気になること」
かもしれません・・・そんなご相談ごとを共有するコーナーです！

メンタル不調で休んでいる社員・・・どのように対応したら良いのでしょうか？

メンタル不調で会社を欠勤する方、以前より格段に多くなったと実感しています。疾病の原因はいろいろあると思いますが、欠勤している社員への対応として多く聞かれる質問について、ご案内いたします。

- ① 欠勤はどこまで様子をみたら良いのでしょうか？ 復帰するまで待たないといけないのでしょうか？
⇒ 一般的には会社の就業規則の休職規定に従います。会社の休職規定がない場合は、休職している社員にあらじめ何か月間は休職期間とするのでその期間が過ぎても復帰できない場合は退職扱いになる旨きちんと伝えておきましょう。
- ② 欠勤している間給与の支給はありませんが、社会保険料・住民税などはどうしたら良いのでしょうか？
⇒ 欠勤していても社会保険料はかかりますので、毎月本人に請求し会社に振り込んでもらうよう依頼してください。療養中は思うように動けないこともあると思いますが、休職が長くなる場合は特に、定期的に支払ってもらうことが大切です。住民税は普通徴収に切り替える方法もあります。
- ③ 欠勤中になにか本人への補償制度などがありますか？
⇒ 社会保険に加入している社員であれば、医師に「労務不能」の証明を得られれば傷病手当金という給付を受けることができます。こちらは給与の約 7 割程度の金額の給付となります。社会保障制度になりますので社員にきちんと案内し、会社が手続きします。療養中の所得補償が得られれば社員も安心して休めますね。
- ④ 欠勤者と連絡が取れなくなっていました。病気の事も気になるし、どうしたら良いのでしょうか？
⇒ 何度連絡しても音信不通の場合は、入社時に緊急連絡先を聞いていれば、そちらに連絡をしましょう。本人が届け出ている連絡先であれば、話がスムーズに進む場合も多いです。緊急連絡先を聞いていない場合は、一度自宅に訪問してみることも必要かと思います。もし家族の方がいればお会いして様子を伺うことができるかもしれません。なにかしら会社側がアプローチの努力をしている履歴を残すことも大切です。
- ⑤ 復帰できるけれど本調子になるまでリハビリ出社をしたい、と言われました。どう対応したら良いのでしょうか？
⇒ 会社でリハビリ出社制度があれば、それに従って対応します。そのような規定がない場合は、会社の意向をまず固めます。リハビリ出社は任意ですので会社で対応しなくても問題はありません。もし対応できるのであれば、どれくらいの期間、どれくらいの労働時間で、どんな仕事ならできるのか、給与はどうするのか、など労働条件について細かく本人と決める必要があります。曖昧にしていると後々トラブルになるので気をつけましょう。

休職中の社員への対応は気を使いますが、誤解が無いよう、制度説明などきちんとしておくことが肝要です。
ご不明な点がございましたら、三崎事務所までお気軽にお問い合わせください！



最近、歯医者に通っています。歯医者が苦手なのでこまめに通っていたはずなのに、なぜかアチコチ虫歯になってしまい・・・半泣きです。「目と歯は大事」とあらためて娘と息子に語っていたところ、お年頃の16歳の娘が「歯よりもアゴのホクロをとりたい」といってきました。確かに少しふくらんできた様子。この春からマスクもはずしますね。でも、ホクロってとっていいの？と疑問に思い、職場で話してみたところ「私も取りました！」「私もと思うてる！」と思っていたより身近な話題！どんなことも聞いてみると経験者が必ずいる三崎事務所です。・・・（田辺）

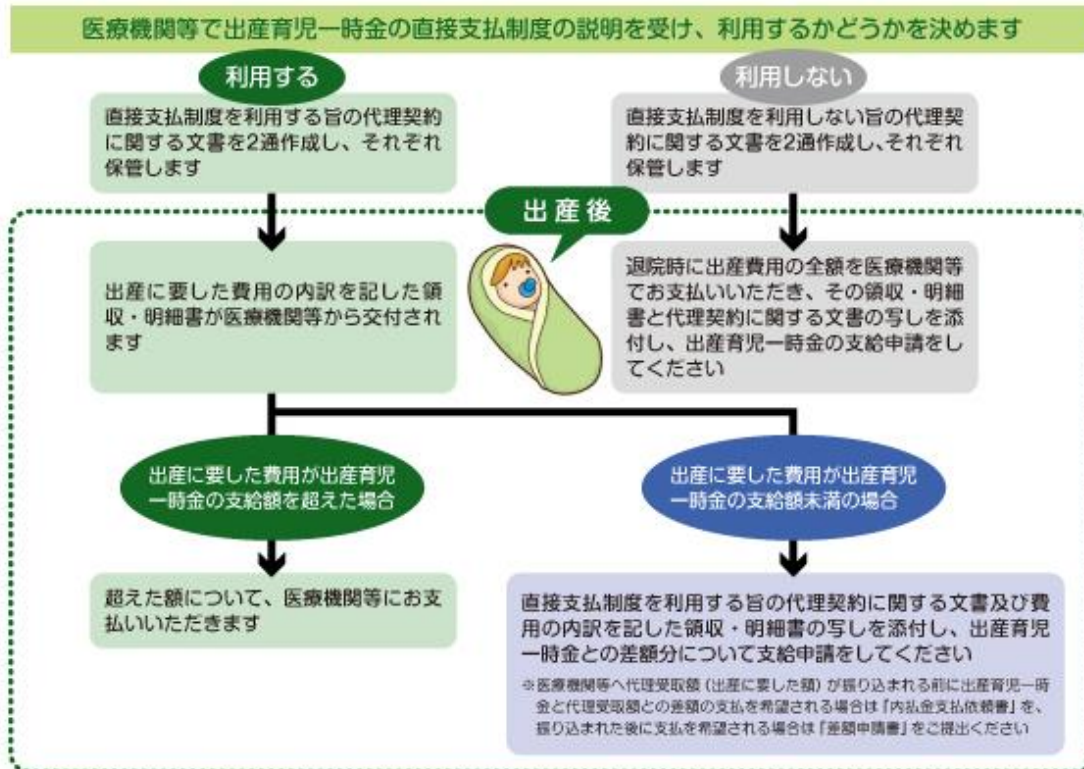
4月から出産育児一時金が増額されます

令和5年4月1日より1児につき**50万円**（従前は42万円）が支給されます。

出産育児一時金とは？

出産育児一時金とは、健康保険等の被保険者が出産したとき（妊娠85日以後の生産/早産死産/流産、人工妊娠中絶）、出産に要する経済的負担を軽減するため、一定の金額が支給される制度

出産育児一時金の直接支払にかかる手順



ご不明な点がございましたら、三崎事務所までお問い合わせください。☎ 03-3754-6424